

赤ちゃんが生まれたときの手続

赤ちゃんが生まれたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種 類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	出生届 誕生日を含めて14日以内	父又は母 (嫡出でない子の場合は母)	☐ 出生届(産院で発行される出生証明書と一体になっています。) ☐ 母子健康手帳 ☐ 印鑑 ※本籍地、届出人の住所地、出生地で届出ができます。	本庁舎1階 市民課 (内線274・270) 各行政センター
	国民健康保険 出生日から14日以内	国民健康保険に加入していて、お子さんが生まれた方 ※出生届と併せて手続できます。	☐ 本人確認書類(個人番号カード等) ☐ 世帯主の個人番号が確認できる個人番号カード等	本庁舎1階 保険年金課 (内線276・248・379) 各行政センター
赤ちゃん・こども	児童手当 出生日の翌日から15日以内	父又は母のうち所得の高い方	☐ 個人番号カード等 ☐ 本人確認書類 ☐ 申請者(生計中心者)の金融機関口座番号(普通預金)が確認できるもの ☐ 申請者の健康保険証 ※状況により、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。 ※申請者が公務員の場合は、勤務先での手続になりますので、勤務先へお問合せください。	本庁舎4階 こども課 (内線289・292・372・523) 各行政センター
	誕生祝金 出生日から1年以内	父又は母	☐ 本人確認書類 ☐ 申請者の金融口座番号(普通預金)が確認できるもの	
	児童扶養手当	児童扶養手当を受給している方又は支給を希望する方	右記へお問合せください。	
	遺児手当	遺児手当を受給している方 父もしくは母又は父母がともに死亡している中学3年生までのこどもを養育している方	右記へお問合せください。	

赤ちゃんが生まれたときの手続

赤ちゃんが生まれたときの主な手続のチェックリストです。

分類	種 類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・こども	こども医療費 出生日の翌日から 15日以内	こどもと同居の保護者の方	☐ 本人確認書類 ☐ 申請者（こどもと同居の保護者）の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの ☐ こどもの健康保険証	本庁舎4階 こども課 （内線289・292・372・523） 各行政センター
	ひとり親家庭等医療費 出生日の翌日から 15日以内	ひとり親家庭等医療費を受給している方又は支給を希望する方	右記へお問合せください。	
	子育て関連サービス	子育て関連サービスを利用している方、または利用したい方	右記へお問合せください。	
	養育医療 出生日から14日以内	養育医療制度の申請をする方	☐ 個人番号が確認できる個人番号カード等 ☐ 本人確認書類 ☐ 養育医療意見書 ☐ 健康保険証・こども医療費受給資格者証 ☐ 印鑑 ※状況により、別途書類が必要となる場合がありますので、右記へお問合せください。	母子健康センター （Tel048-525-2722）
	赤ちゃん訪問	赤ちゃんがお生まれになったすべての家庭	出生届出時「赤ちゃん訪問連絡票」を記入	
その他	農業集落排水施設	農業集落排水施設の使用をしている方（農業集落排水施設の使用人数変更届）	右記へお問合せください。	妻沼庁舎1階 農地整備課 （Tel588-9986）
	公共下水道	公共下水道を使用する方で、水道水以外の水を使用する方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 （Tel520-4132）

※各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月上旬は、窓口が大変混雑いたします。

諸手続に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所 Tel048-524-1111(代) 大里行政センター Tel0493-39-0311(代)
 妻沼行政センター Tel048-588-1321(代) 江南行政センター Tel048-536-1521(代)